

農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による
別段の面積（下限面積）を定める取扱いについて

平成 30 年 7 月 25 日
横瀬町農業委員会

横瀬町農業委員会は、平成 30 年 7 月 25 日に開催した総会において、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号に規定する、農地に係る所有権の移転などをする際の要件のひとつとされている別段の面積（下限面積）について、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、設定した区域の面積を最小で 1 アールまで引き下げる取扱いを適用することとし、同日から施行することを決定しました。

なお、従前から定めている、農地法施行規則第 17 条第 1 項による別段の面積については、同条第 2 項の規定により設定された区域を除き、30 a を適用するものです。

この取扱いに係る条件や手続きの流れにつきましては、主に次のとおりです。

- 1 設定しようとする区域に係る主な条件は、次のとおりです。
 - (1) 全部または一部が遊休農地であること。
 - (2) 将来的に遊休農地になるおそれがあること。
 - (3) 現に、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権またはその他の使用及び収益を目的とする権利（農地中間管理権及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を含む。）が設定されていないこと。
 - (4) 作業受託契約が設定されていないこと。
 - (5) 原則として、次の事業の対象となっていないこと。
中山間地域直接支払交付金事業
経営体育成支援事業
 - (6) 地域等が取り組む集团的営農活動に参加していないこと。
- 2 所有権の移転等に係る主な条件は、次のとおりです。
 - (1) 設定区域を譲り受けようとする者は、新規就農者であること。
 - (2) 所有権の移転等をしようとする場合は、農地法第 3 条第 1 項の規定による農業委員会の許可を受けること。
- 3 この取扱いに係る手続きの流れは、おおむね、次のとおりです。
 - (1) 別段の面積を設定したいとする農地所有者は、「農地法第 3 条第 2 項第 5

号に規定する別段の面積区域設定申出書（別記様式第1号）」を、農業委員会に提出してください。その際は、同時に、全部事項証明書、公図、申出地案内図及び現況写真を添付してください。

- (2) 農業委員会は、提出された申出書等により書面審査を行い、会長が指名した農業委員及び当該区域を担当する農地利用最適化推進委員が農地所有者から事情を聴き、当該区域及びその周辺の土地について現地調査を行います。
- (3) (2)の農業委員及び農地利用最適化推進委員がこの申し出について条件を満たしていると認めた場合は、農業委員会は、総会において区域の設定について議案審議をします。その結果、区域に設定することを議決した場合は、直ちに、その旨を公示し、インターネットによる町ホームページにおいてお知らせするとともに、申出者に対して議決した事項を通知します。
- (4) 区域が設定された後において、農地法第3条第1項の規定による許可を受けようとする場合は、許可に係る当事者（譲受人・譲渡人）は、許可申請書を農業委員会に提出してください。
- (5) 農業委員会は、許可をした場合は、直ちに、その許可に係る区域を設定から除外し、その旨を公示し、インターネットによる町ホームページにおいてお知らせします。

横瀬町農業委員会としましては、この取扱いを適用することにより、新規就農が促進され、遊休農地の解消または発生防止に寄与し、さらには、町内への移住が促進されることを期待しています。